

## 政府米のカビに関する科学委員会設置要領

### 1 趣旨

政府米に関する食品安全を確保するため、政府米のカビに関する食品安全上の諸問題を専門的・科学的見地から検討する。

### 2 委員会の構成

(1)委員会の委員は、次のとおりとする。

一戸 正勝（東京家政大学家政学部教授）

小西 良子（国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長）

内藤 成弘（(独)農業・食品産業技術総合研究機構  
食品総合研究所品質情報解析ユニット長）

法月 廣子（(財)日本穀物検定協会中央研究所  
微生物検査グループ長）

山田 友紀子（農林水産省大臣官房審議官(兼消費・安全局)）

(2)委員は、非常勤とする。

(3)委員の任期は原則として2年間とする。

### 3 検討事項

(1)分布が不均一なアフラトキシン等を分析する場合のサンプリング方法

(2)カビ米の除去の方法

(3)ロットの考え方

(4)その他のカビの取り扱い方

### 4 運営方法

(1)会議の効率的な運営に資するため、メール等で委員相互間の意見交換等を行うこととする。

(2)委員会に座長及び座長代理を置く。

### 5 その他

委員会の運営に関する事務は、総合食料局食糧部消費流通課において行う。